

第3次 菊川市 多文化共生推進 行動指針 2017-2021



目次

第1章 指針の策定にあたって

- 1 策定の経緯…………… 1
- 2 策定の背景
 - (1) 菊川市の現状…………… 2
 - (2) 多文化共生に関する国・社会情勢等の動向…………… 6
- 3 第2次指針の評価と今後の課題…………… 7

第2章 指針の基本的な考え方

- 1 基本理念…………… 9
- 2 位置づけ…………… 9
- 3 期間…………… 9
- 4 目標指標…………… 9
- 5 施策の体系…………… 10

第3章 施策の内容

- 1 コミュニケーション支援
 - (1) 情報の多言語化…………… 11
 - (2) 日本語及び日本社会に関する学習支援…………… 13
- 2 生活支援
 - (1) 居住環境の整備…………… 14
 - (2) 教育環境の整備…………… 15
 - (3) 労働環境の整備…………… 16
 - (4) 医療・保険・福祉…………… 17
 - (5) 防災・交通・防犯…………… 18
- 3 多文化共生の地域づくり
 - (1) 地域社会に対する意識啓発…………… 20
 - (2) 外国人の自立と社会参画…………… 21
 - (3) 多様性を生かした地域づくり…………… 22
- 4 推進体制の整備
 - (1) 庁内の推進体制の整備…………… 24
 - (2) 地域における役割分担と連携・協働…………… 24

第 1 章 指針の策定にあたって

1 策定の経緯

本市は古くから茶業機械の製造企業や近年では自動車関連部品などを製造する企業が立地し、ものづくりが盛んな地域です。

このような経済的背景と平成 2 年の出入国管理及び難民認定法の改正により、市内の企業では日系人を合法的に雇用し積極的に受け入れるようになったことから、ニューカマーと呼ばれる南米系外国人が急増しました。

その結果、地域で顕在化してきた言葉や教育などのさまざまな課題に対応するため、平成 20 年 3 月に「第 1 次菊川市多文化共生推進行動指針」を平成 25 年 3 月に「第 2 次菊川市多文化共生推進行動指針」を策定し、多文化共生社会の実現に向けた取組みを推進してきました。

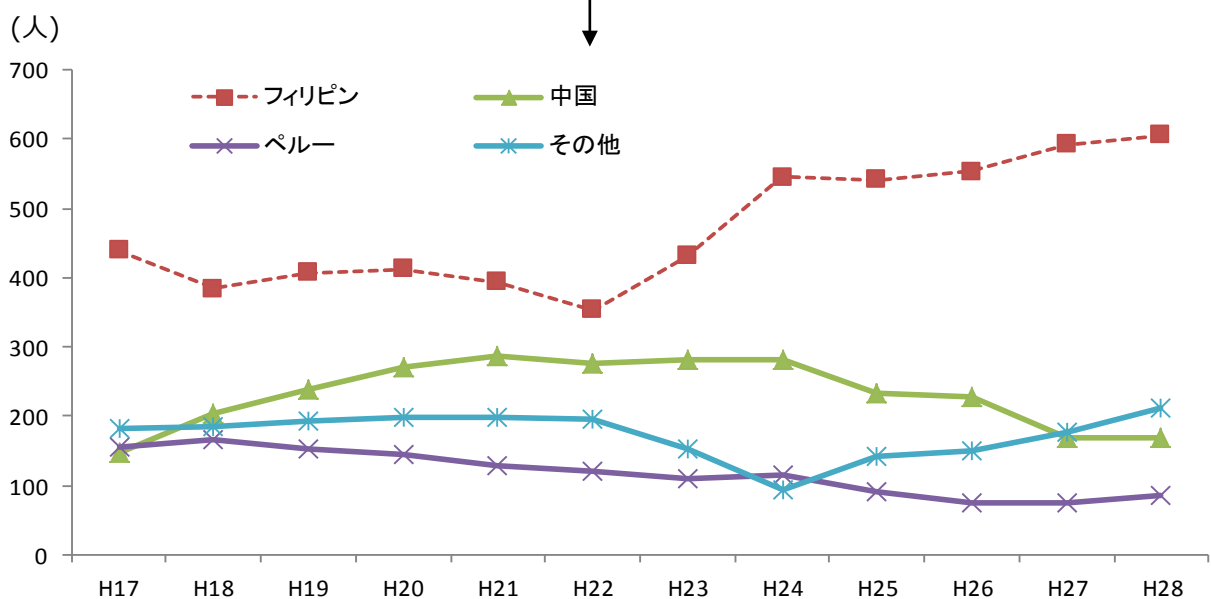
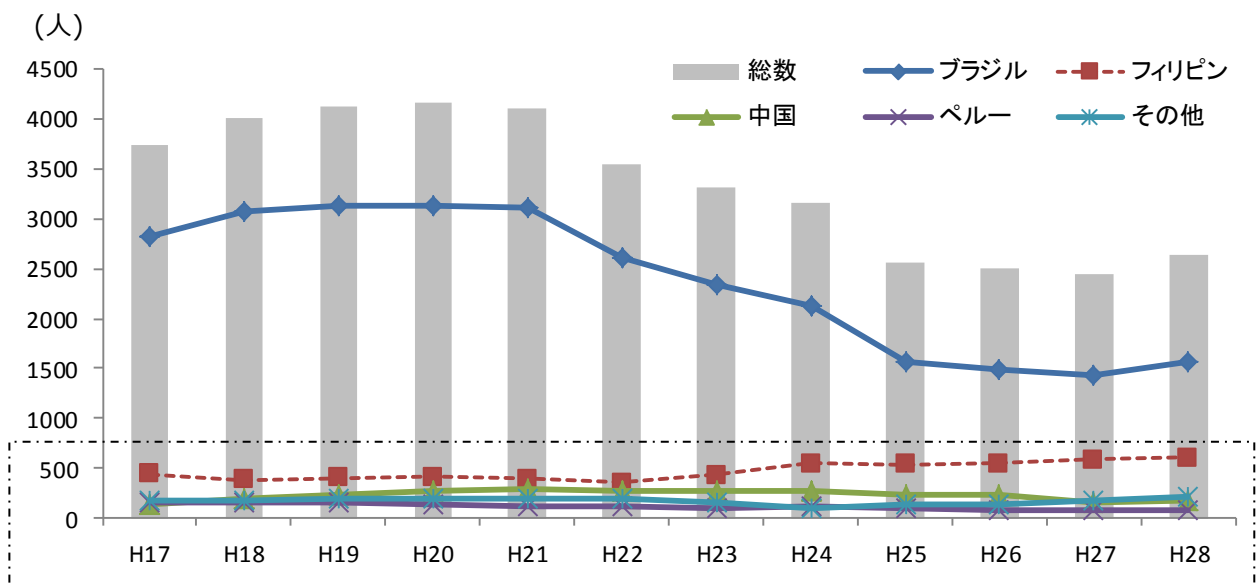
本指針は平成 28 年度の第 2 次菊川市多文化共生推進行動指針の行動期間の終了を機に新たに策定するもので、これまでの進捗状況を踏まえ、社会情勢や新たな課題など現在の状況に的確に対応し、より一層の多文化共生施策の推進を図るためのものです。

2 策定の背景

(1) 菊川市の現状

◆人口推移

本市の外国人住民数は、リーマンショック以降の景気低迷や東日本大震災の影響によって平成 20 年をピークに減少を続けていましたが、平成 28 年 1 月より増加し、平成 28 年 4 月末現在、総人口の 5.5%にあたる 2,644 人（約 30 カ国）の外国人住民がともに生活しています。



外国人住民数の推移

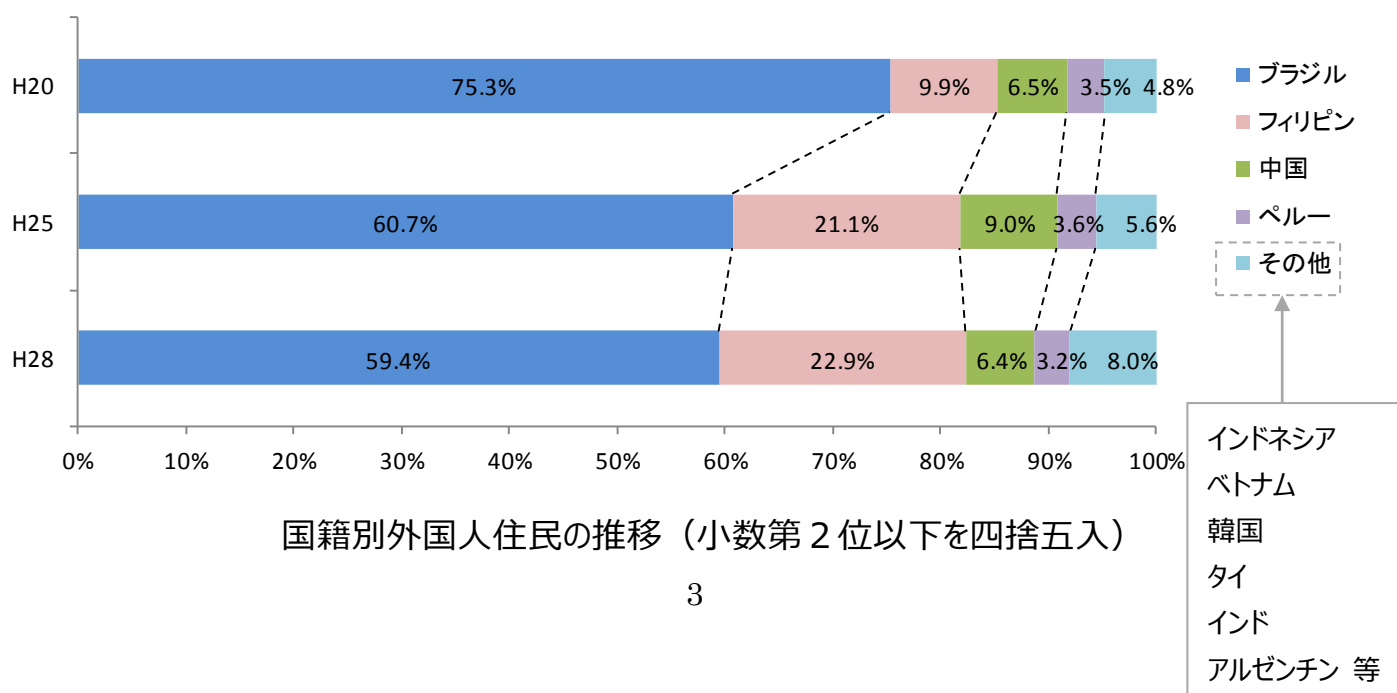
外国人住民数の推移（各年4月末現在）

（市民課資料）

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
ブラジル(人)	2,819	3,064	3,132	3,133	3,100	2,604	2,334	2,120	1,559	1,494	1,433	1,571
フィリピン(人)	440	384	407	413	394	353	431	545	541	554	592	606
中国(人)	147	205	239	272	287	277	283	282	232	228	168	170
ペルー(人)	155	166	154	145	129	120	110	114	92	74	74	85
その他(人)	183	185	192	199	198	197	152	93	143	149	176	212
外国人住民合計(人)	3,744	4,004	4,124	4,162	4,108	3,551	3,310	3,154	2,567	2,499	2,443	2,644
菊川市総人口(人)	49,580	49,683	49,653	49,773	49,759	49,067	48,643	48,608	47,936	47,835	47,699	47,898
総人口に占める外国人住民の割合(%)	7.55%	8.06%	8.31%	8.36%	8.26%	7.24%	6.80%	6.49%	5.36%	5.22%	5.12%	5.52%

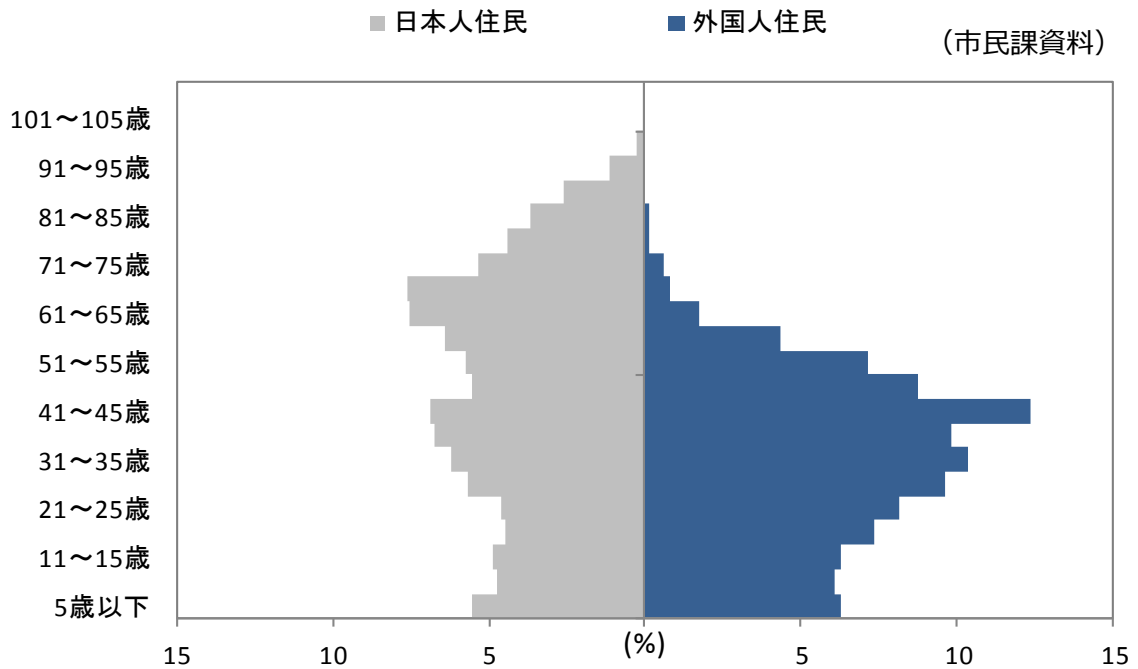
◆国籍別人口

外国人住民のうち 59%がブラジル国籍をもち、23%がフィリピン国籍をもっています。第1次行動指針を策定した平成20年4月末時点では、ブラジル国籍者が75%、フィリピン国籍者が10%であり、この7年間で国籍別の割合が大きく変化しました。



◆年齢別人口構成比

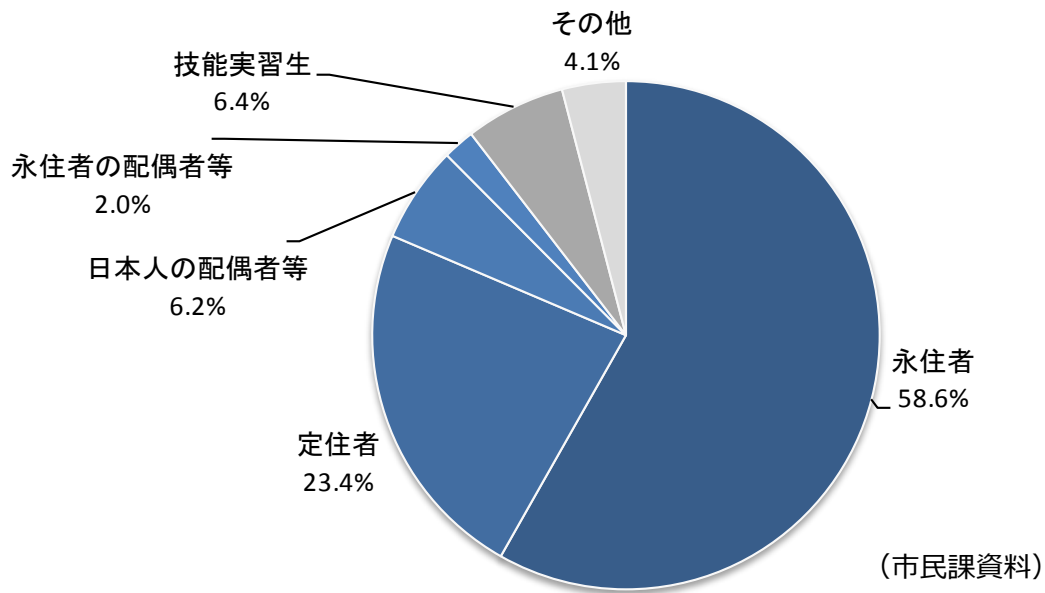
平成 28 年 4 月末現在、最も比率の高い年齢層は日本人住民が 66 歳～70 歳、外国人住民は 41 歳～45 歳となっており、日本人住民の年齢別人口構成比と大きく異なっています。



年齢別人口構成比

◆在留資格別人口

平成 28 年 4 月末現在、永住型在留資格（就労活動の制限のない在留資格）をもつ外国人住民は全体の 90.2%を占めています。



在留資格別外国人住民の割合（小数第 2 位以下を四捨五入）

※永住型在留資格には、「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の 4 つの在留資格が含まれる。

(2) 多文化共生に関する国・社会情勢等の動向

国の外国人に関する政策については「出入国に関する政策（出入国政策）」と「入国した外国人の社会への定着に関する政策（社会統合政策）」に大別されます。

現在の日本においては、外国人の入国・受入れ後の政策は各省庁が部分的に行っていますが、生活に係る様々な環境整備については、地方自治体がその中心を担っています。

日本における外国人住民は平成 16 年末には約 200 万人と、その 10 年前の 1.5 倍と急増しました。外国人住民施策が全国的な課題となりつつあったことを受け、国は平成 18 年に「多文化共生の推進に関する研究報告書」において、多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義づけをしました。さらに「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地方自治体に向けて多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し実施することを促しました。

また、出入国管理においては平成 27 年に第 5 次出入国管理基本計画を策定し、経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れや在留管理制度の的確な運用等による外国人との共生社会実現への寄与といった施策の方針を打ち出しています。

3 第2次指針の評価と今後の課題

第2次菊川市多文化共生推進行動指針では、市民の誰もが幸せで安心して暮らせる地域社会を目指し、以下の3つを柱として多文化共生事業に取り組みました。

「基本理念」

互いの文化や習慣の違いを尊重する多文化共生の地域づくりを推進し、市民の誰もが幸せで安心して暮らせる地域社会

「推進する柱」

1. 多文化共生の相互理解の推進
2. 暮らしやすい環境づくり
3. 教育環境の充実

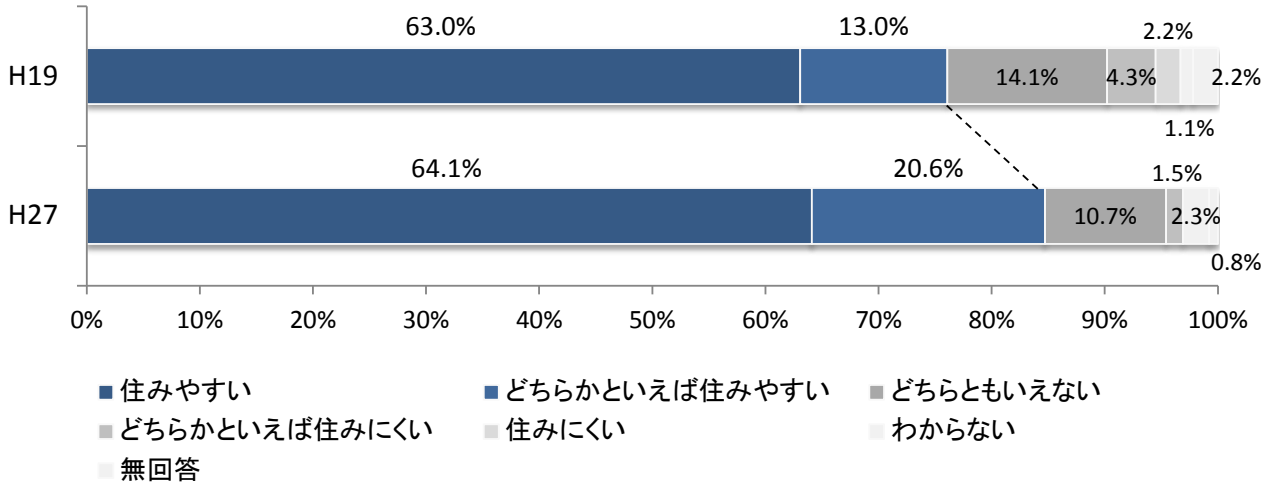
「総括」

菊川市多文化共生事業の成果として平成 27 年度に実施した外国人住民向け意識アンケートでは、菊川市が「住みやすい」と回答した割合は 84.7%と平成 19 年の同調査と比較して 8.7 ポイント上昇しました。また、「菊川市に住み続ける予定である」と回答した割合が 59.5%と平成 23 年の同調査と比較して 13 ポイント上昇するなど、外国人住民の支援体制が定着し、外国人住民にとって住みやすいまちづくりが進んでいることが裏付けられています。

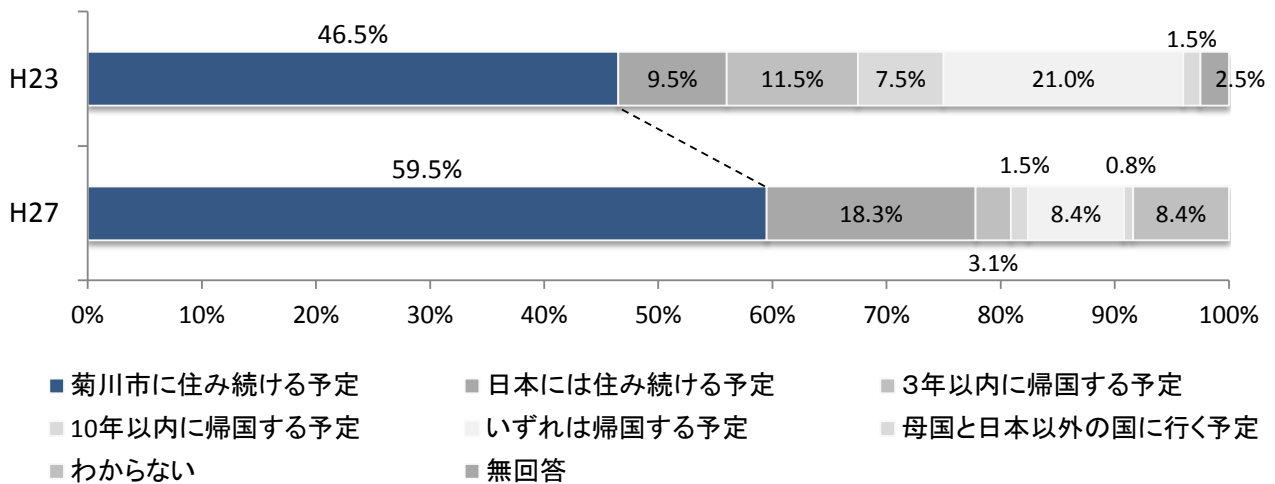
しかし、現在菊川市多文化共生事業の全体成果の指標として設定している『菊川市総合計画・行政評価市民アンケート調査（平成 28 年度実施）』では、「市内に住む外国人が地域社会に受け入れられているまちだと思う」という質問の満足度について、「満足・やや満足」および「普通」と回答した割合は 59.5%と平成 23 年度の同調査と比較して 1.3 ポイントの上昇にとどまりました。外国人住民への支援体制は整備されてきているが、日本人住民への多文化共生に対する意識啓発がより一層必要だと思われます。また、菊川市に住む外国人住民の国籍の多様化や、リーマンショック以降減少を続けていた外国人住民数が平成 28 年には 7 年ぶりに増加に転じるなど、菊川市に住む外国人住民の状況も変化しています。このような変化に対応するべく、現在実施している多文化共生事業を見直し、新たな施策についても検討していく必要があります。

「外国人住民向けアンケート比較表」

・菊川市の住環境



・今後の滞在予定



第2章

指針の基本的な考え方

1 基本理念

「国籍を超えて、誰もが幸せで安心して暮らせる多文化共生社会」の実現

2 位置づけ

本指針は「第2次菊川市総合計画」を上位計画とする個別指針であり、多文化共生社会の実現に向けての今後の方針や考え方を明確にしたものです。庁内を中心とした取組みを体系的かつ総合的にまとめています。

3 期間

本指針の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。期間中に国における多文化共生に係る方針や国際社会の動向など社会情勢の変化に応じ、適宜見直しを行います。

4 目標指標

菊川市多文化共生事業として、以下の項目を目標指標とします。

項目	H27 (実績)	H31 (中間目標)	H33 (最終目標)
文化や国籍が異なる人々がともに暮らしやすいまちだと感じる住民の割合（市民アンケート）	57.1%	60%	62%
菊川市が住みやすいまちだと感じる外国人住民の割合（外国人住民向けアンケート）	84.7%	—	上昇 ※1
今後も菊川市に住みたいと感じる外国人住民の割合（外国人住民向けアンケート）	59.5%	—	65% ※1

※1 外国人住民アンケートは平成32年度実施予定

5 施策の体系

基本理念	施策の柱	基本施策
国籍を超えて、誰もが幸せで安心して暮らせる多文化共生社会の実現	1 コミュニケーション支援	(1) 情報の多言語化
		(2) 日本語及び日本社会に関する学習支援
	2 生活支援	(1) 居住環境の整備
		(2) 教育環境の整備
		(3) 労働環境の整備
		(4) 医療・保険・福祉
		(5) 防災・交通・防犯
	3 多文化共生の地域づくり	(1) 地域社会に対する意識啓発
		(2) 外国人の自立と社会参画
		(3) 多様性を生かした地域づくり
	4 推進体制の整備	(1) 庁内の推進体制の整備
		(2) 地域における役割分担と連携・協働

第3章 施策の内容

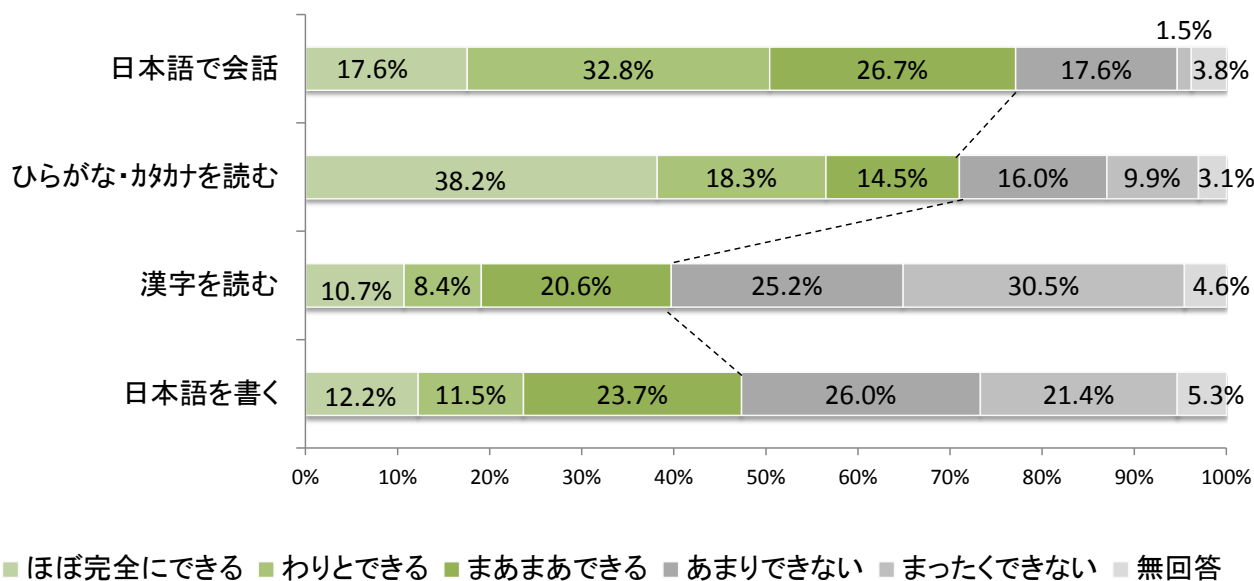
1 コミュニケーション支援

(1) 情報の多言語化

外国人住民は言葉の問題から行政サービスを始めたとして、生活に必要な知識や情報を得ることができない場合があります。

日本語能力が不十分な住民が安心して暮らせるまちをつくるためには、情報の多言語化を推進するとともに日常生活で生じる様々な問題について相談できるよう相談窓口を設けることが必要です。

また、やさしい日本語を用いることや漢字にはふりがなをつけるなど多言語化の他にも分かりやすい表記による情報提供を進めることも求められます。



日本語理解度（H27 外国人住民アンケート）

No.	取り組み	担当課	内容・目標
1	多言語対応可能な通訳員の配置	地域支援課	日本語が不自由な外国人住民と市職員の意思疎通が図れるようにポルトガル語・スペイン語・英語に対応できる通訳員を配置する。
2	多言語版広報紙の作成・配布	地域支援課 秘書広報課	毎月発行しているポルトガル語版『広報菊川』に加え、英語版を作成し、自治会や市内施設へ配布する。また、ふりがなをつけるなどやさしい日本語版を作成する。
3	庁舎内における案内表示等の多言語化	各部署	外国人住民が庁舎内で困らないよう、外国人住民が多く訪れる課の案内表示等を多言語化する。
4	各種案内通知の多言語化	各部署	「情報難民」になることを防ぐため、外国人住民へ情報が伝わる環境づくりを行う。
5	インターネットを活用した情報提供	秘書広報課 地域支援課	市役所ホームページ等を活用して、多言語による情報提供を行う。
6	『暮らしの便利帳』の多言語化	地域支援課	転入してきた外国人住民が菊川市での生活や行政サービスの内容について理解を深められるように、『暮らしの便利帳』を随時更新する。
7	外国人住民向け『納税相談』の実施	税務課	納税に対する意識啓発を図るため、また納税者への行政サービスのひとつとして『納税相談』を実施する。
8	『納税カレンダー』『市税の仕組みブック』の多言語化	税務課	税の仕組みは国や自治体によって異なるため、転入してきた外国人住民が市税について理解を深められるよう、情報提供を行う。

(2) 日本語及び日本社会に関する学習支援

外国人住民が地域社会の中で能力を発揮し生活していくためには、日本語でコミュニケーションを図ることや日本の文化や風習についての理解を深めることが重要です。

日本語教室などの日本語や日本社会について学ぶことができる機会を提供する必要があります。

No.	取り組み	担当課	内容・目標
9	日本語学習機会の提供	国際交流協会 地域支援課	国際交流協会と連携し、日常生活に必要な日本語を学んでもらう機会を提供する。また、日本語教室に関する情報提供を行う。
10	外国人住民向け『出前行政講座』の実施	各部署	日本の生活や文化について知ってもらう機会を提供する。また、内容をより深く理解してもらうため、多言語の資料等を作成する。
11	外国人住民への図書館サービスの充実	図書館	外国人住民にとって利用しやすい・情報を得やすい図書館であるようサービスを提供する。

◆指標

区分	項目	H27 (実績)	H31 (中間目標)	H33 (最終目標)
成果 指標	市役所からの情報に対する満足度 ※1 (外国人住民向けアンケート)	70.2%	—	75% ※2
活動 指標	行政文書の翻訳件数 ※3 (ポルトガル語以外)	10件	30件	50件
	外国人住民向け『出前行政講座』 の実施回数	3回	3回	4回

※1 「満足」「まあまあ満足」と回答した住民の割合の合計値

※2 外国人住民アンケートは平成 32 年度実施予定

※3 平成 29 年度からの累計件数

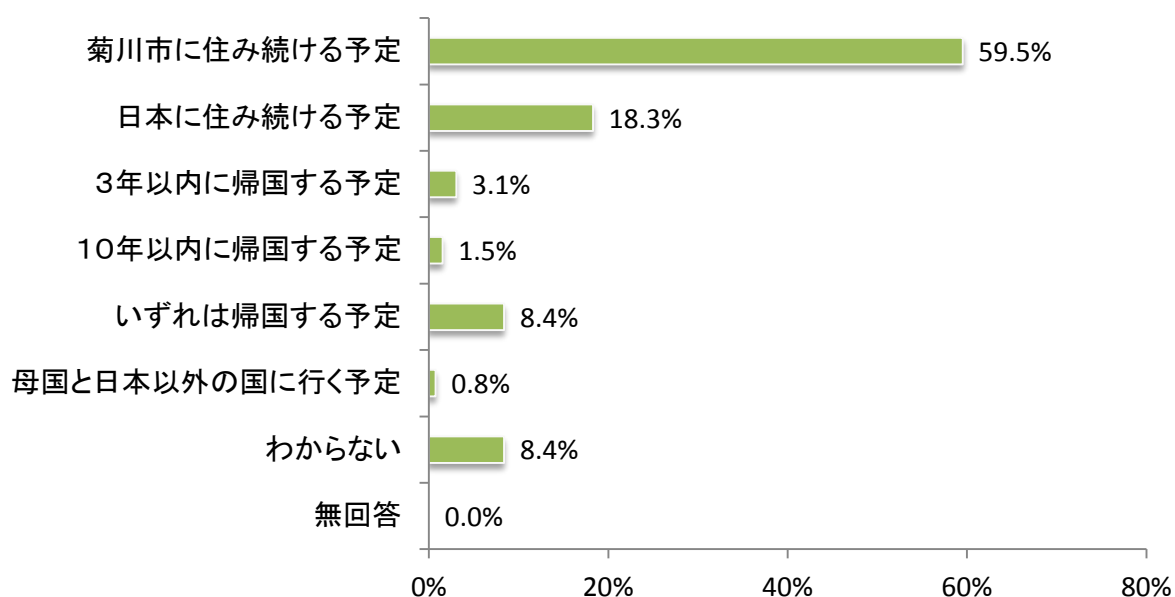
2 生活支援

(1) 居住環境の整備

平成 27 年度に実施した外国人住民を対象に実施した多文化共生アンケートでは菊川市に住み続けたいと考えている人が約 60%いることがわかりました。

今後も住み続けたいと考えている外国人住民が地域住民との接点を持ち、コミュニケーションを図っていくことが求められます。

また、市営住宅等の賃貸住宅に円滑に入居できるよう必要な情報の提供も必要です。



今後の滞在予定 (H27 外国人住民アンケート)

No.	取り組み	担当課	内容・目標
1 2	転入外国人住民向けオリエンテーションの実施	各部署	制度や生活習慣などは国や地域、市区町村によって異なるため、菊川市へ転入してきた外国人住民が理解を深められるよう実施する。
1 3	外国人住民相談窓口の実施	地域支援課	外国人住民が安心して地域で生活できるよう行政相談窓口を開設する。
1 4	『ごみカレンダー』・『ごみの出し方ルールブック』の多言語化	環境推進課	ごみの出し方は国や自治体によって異なるため、転入してきた外国人住民が困らないように、多言語での情報提供を行う。
1 5	公営住宅に関する情報の提供	都市計画課	市が所有する公営住宅に関し、募集や入居の手続きが円滑に進むよう案内等を多言語化し情報提供を行う。

(2) 教育環境の整備

日本は「国際人権規約」および「児童の権利に関する条約」を批准しており、外国人児童生徒の保護者が公立の義務教育諸学校への就学を希望する場合は教科書の無償給付や就学援助など日本人と同様に教育を受ける機会を保障することとしています。

しかし、外国人児童生徒は学習を理解するための日本語が十分理解できないことや学校環境の違いなどにより、学校になじめなかったり、学習意欲の低下につながることがあります。

これらの課題に対応するため、きめ細やかな日本語指導や初期支援教室の実施、日本の教育制度に関する情報提供などが求められます。

No.	取り組み	担当課	内容・目標
16	外国人児童生徒の就学実態調査	学校教育課	外国人児童生徒の就学状況（不就学等）について実態を把握する。
17	外国人児童生徒を対象とした初期支援	学校教育課	菊川市に定住する外国人児童生徒が日本の学校生活に適応できるよう、初期支援を行う。
18	『菊川市 外国人児童生徒就学ガイドブック』の更新	学校教育課	文化や習慣などは国や地域によって異なるため、菊川市へ転入してきた外国人住民が、本市の学校生活について理解を深められるよう、情報提供を行う。
19	就学時健康診断への通訳派遣	学校教育課 地域支援課	日本語が不自由な外国人児童生徒や保護者に安心して就学時の健康診断を受けてもらえるよう、通訳員を派遣する。
20	外国人児童生徒を対象とした体験入学	学校教育課	日本の学校に不慣れな外国人児童生徒が、体験入学をすることで、学習や学校生活に興味や関心を深められるようにする。
21	日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援	学校教育課	教室での学習に必要な日本語能力を身に付けさせるために、取り出し授業を行い個別指導にあたる。

No.	取り組み	担当課	内容・目標
2 2	外国人児童生徒を対象とした進路指導	学校教育課	各学校での個別面談や進路指導において進路についての詳しい説明を行い、外国人児童生徒が自分の将来について考え、日本においても進学や就職について早い段階で選択ができるようにする。
2 3	外国人児童生徒保護者会の開催	学校教育課	各学校において、学校全体の保護者会で通訳する外国人支援員を配置したり、外国人児童生徒保護者を対象とした保護者会を開催したりすることで、外国人児童生徒の保護者へ、学校の取り組みや方針について理解と協力を求める。

(3) 労働環境の整備

外国人労働者は派遣や請負などといった間接雇用の形態で就労する割合が比較的高く、短期間のサイクルで転職する傾向が見られ、居場所を転々として生活基盤が安定しない場合も少なくありません。

また、外国人労働者本人が日本の法令・制度を熟知していないことにより、社会保険の未加入や賃金・労働時間など労働関係法令による労働条件を満たさない就業環境に置かれてしまうケースも存在します。

安定した就業環境を確保するため、就労支援や就業環境の改善に関わる情報の収集や提供が必要です。

No.	取り組み	担当課	内容・目標
2 4	外国人就業環境の改善	商工観光課	企業訪問等により外国人労働者の就業環境の改善に係る情報提供を行う。
2 5	ハローワーク等との連携による就労支援	商工観光課	外国人住民の求職活動が円滑に進むよう、ハローワーク等と連携し、就労支援に係る情報提供を行う。

(4) 医療・保険・福祉

外国人住民は社会保障制度に対する理解や制度の違い等により、地域で受けることのできる保健・福祉サービスを受けていなかったり、保険に未加入になっていることがあります。

また、日本語が十分に理解できないことによって、症状や治療などについての意思疎通が図れない場合があります。

医療、年金、保険、福祉など社会保障に関する情報の提供やサービスの円滑な利用促進、社会保障の加入促進などの啓発に努める必要があります。

No.	取り組み	担当課	内容・目標
26	『公的医療保険制度』の情報提供	市民課	税や社会保障の仕組みは国や地域、市区町村によって異なるため、菊川市へ転入してきた外国人住民へ情報提供を行い、公的医療保険制度の加入について意識啓発を図る。
27	多言語による市内医療機関情報の提供	地域支援課	菊川市へ転入してきた外国人住民へ市内医療機関に関する情報を提供する。
28	外国人学校へ通う児童生徒の健康診断受診状況調査	地域支援課	外国人児童の健康診断受診状況の実態を把握する。
29	多言語による健康診断の案内	健康づくり課	年齢等により検診の対象となった外国人住民のために、実施日や内容等の情報を提供する。
30	外国人児童の運動できる環境づくり	社会教育課 地域支援課	体育館やグラウンドのない外国人学校に通う児童生徒のために、運動できる場所の情報を提供する。

(5) 防災・交通・防犯

外国人住民は地震など日本特有の防災対策や緊急時の備えが十分でない場合や自治会など地域社会とのつながりが少ないため、災害発生時には安否確認や情報伝達の確保、避難所生活などは困難な状況となることが予想されます。

防災意識の普及啓発や災害発生時には外国人被災者へ効果的な対応ができるよう、外国人住民に係る災害支援体制の整備に努める必要があります。

また、道路標識の理解不足などに起因する交通事故など外国人住民が当事者となる犯罪も発生しています。

言語や法律、習慣の違いなどに起因する犯罪の発生を減少させるため、交通安全教室の開催など日本社会の中で安全安心に暮らすためのルールを共有していくための取組みが求められます。

No.	取り組み	担当課	内容・目標
3 1	『交通安全教室』の開催支援	地域支援課	制度やルールは国や地域によって異なるため、外国人住民に日本の交通ルールを学んでもらい、交通事故の防止を図る。
3 2	外国人住民のための地域防災	危機管理課	地震などの災害を体験したことのない外国人住民が多く、災害発生時には混乱が予想されるため、防災訓練等への参加を通して地域住民との融合を図り、防災知識の習得を促す。
3 3	同報無線放送内容へのやさしい日本語の利用	危機管理課	市が発信する同報無線情報にやさしい日本語を用いることで、外国人住民等への理解度の向上を図る。
3 4	避難所案内表示等へのやさしい日本語の利用	危機管理課 地域支援課	避難所内の案内表示等へやさしい日本語の使用を検討し、外国人住民も利用できる環境を整える。

◆指標

区分	項目	H27 (実績)	H31 (中間目標)	H33 (最終目標)
成果 指標	公立中学校へ通う外国人生徒の高校進学率（学校基本調査）	91.3%	93%	95%
	防災訓練に参加する外国人住民数	60人	70人	80人
活動 指標	不就学児童生徒への家庭訪問実施率 ※1	100%	100%	100%
	防災情報にかかる同報無線のうちやさしい日本語を利用している割合	0%	30%	50%

※1 就学実態調査にて判明した不就学の可能性がある児童生徒の家庭数に対する訪問件数の割合

3 多文化共生の地域づくり

(1) 地域社会に対する意識啓発

外国人住民の中には、言葉や文化、習慣等の違いにより、地域住民とのコミュニケーションが図れない場合があります。

また、日本人は外国人とのコミュニケーションに不慣れなことから地域における交流が進んでいない状態です。市内でも地域住民が主体となった交流イベント等が開催されていますが一部の地域での開催にとどまっているのが現状です。

外国人住民も地域社会の大切な構成員であり、日本人住民は外国人住民も同じ地域で暮らす仲間として受け入れ、国の文化や習慣などを理解する努力も求められます。

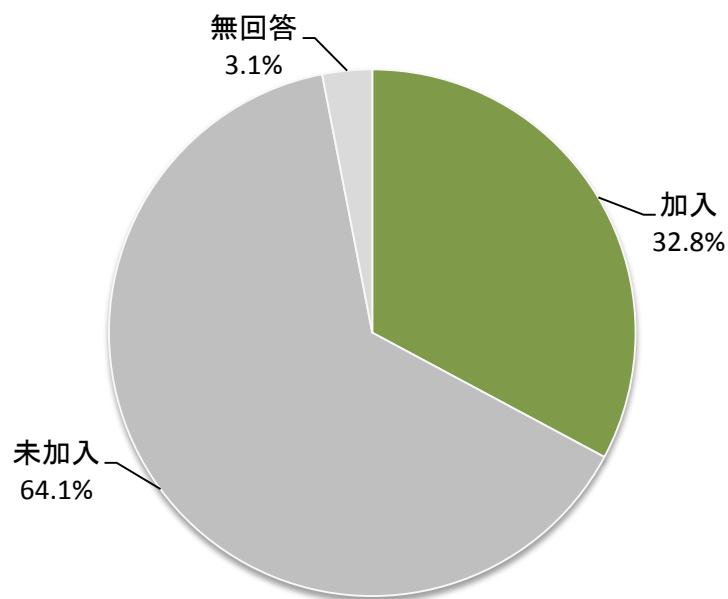
多文化共生のまちづくりを進めていくには日本人と外国人住民が相互理解を深めていく必要があります。

No.	取り組み	担当課	内容・目標
35	外国語を学習する機会の提供	社会教育課	外国語学習を通じて、他国・他文化についての理解や教養を深め、異文化に理解ある人材を育成する。
36	多文化共生推進講座の実施	地域支援課	多文化共生に関する出前行政講座を行う等、日本人住民向けに多文化共生意識の啓発を行う。
37	多文化共生社会への理解の促進	地域支援課	多文化共生に関する情報を市役所ホームページ等へ掲載し、多文化共生社会への理解の促進を図る。

(2) 外国人の自立と社会参画

地域では自治会やコミュニティ協議会などさまざまな団体により、多様な地域活動が行われています。しかし、これらの活動に参加する外国人住民は一部にとどまっています。外国人住民が地域活動に参画できるよう、外国人コミュニティのキーパーソンの発掘や育成に努める必要があります。

また、まちづくりへの参画を促進するため、審議会や委員会への外国人住民の登用や、地域活動団体等が外国人住民を受け入れる態勢を整えることも求められます。

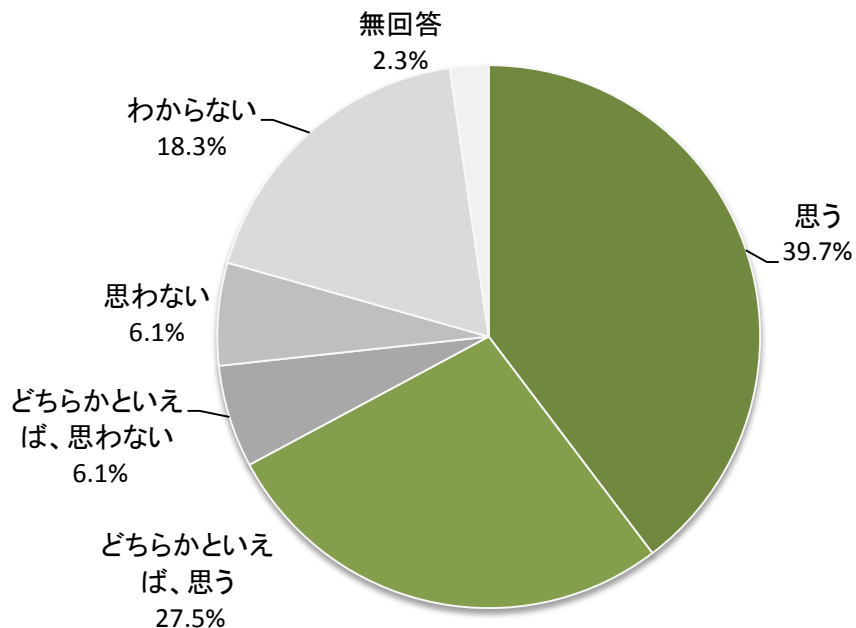


自治会加入率 (H27 外国人住民アンケート)

No.	取り組み	担当課	内容・目標
38	自治会活動・地域活動の周知	地域支援課	外国人住民の自治会加入と地域活動への参加を促進する。
39	多文化共生推進団体等への支援	地域支援課	外国人住民とのコミュニケーションを円滑に行うことができるよう団体等に対して、お知らせの翻訳等の支援を行う。

(3) 多様性を生かした地域づくり

市内に住む外国人住民の定住化は進んでおり、地域住民の一員としての役割を果たすことが重要となっています。外国人住民のもつ多様性をまちづくりに生かし、活躍の場を広げることで、地域全体の活性化に繋げていきます。



【問】地域の人との交流や地域活動に参加したいと思いますか？ (H27 外国人住民向けアンケート)

No.	取り組み	担当課	内容・目標
40	国際交流協会への活動支援	地域支援課	市民レベルでの、日本人と外国人の相互理解と地域の国際化を目指した協会の活動支援を行う。
41	多文化共生サポーター制度の確立	地域支援課	外国人住民が生活しやすいように、言語面や生活面において支援するボランティア（個人・団体）を多文化共生サポーターとして登録する制度を設ける。
42	国際交流イベントの開催支援	地域支援課	地域で開催される国際交流イベントへの支援を行い、日本人住民と外国人住民の交流機会を増やす。

◆指標

区分	項目	H27 (実績)	H31 (中間目標)	H33 (最終目標)
成果 指標	自治会加入率 (外国人住民向けアンケート)	32.8%	—	40% ※1
	多文化共生サポーター登録数(個人・団体)	—	5	7
	地域の人との交流があると回答した 外国人住民の割合 (外国人住民向けアンケート)	60.9%	—	65% ※1
活動 指標	多文化共生推進講座実施回数	1回	2回	3回
	多文化共生サポーター向け説明会・ 研修会の実施回数	—	1回	2回

※1 外国人住民アンケートは平成 32 年度実施予定

4 推進体制の整備

(1) 庁内の推進体制の整備

本指針に基づく多文化共生施策を適正かつ効果的に実施するため、庁内の関係各課で構成される横断的組織による情報共有や進捗管理を行っていく必要があります。

No.	取り組み	担当課	内容・目標
4 3	多文化共生地域づくり検討委員会	地域支援課	多文化共生を推進するにあたり、特に連携が必要である該当課より選出された委員を中心に各部署と調整を図りながら、全庁的に取り組みを推進していく。

(2) 地域における役割分担と連携・協働

「外国人と日本人の双方が幸せで安心して暮らせる多文化共生社会」を実現するには、行政だけではなく、自治会等の地域団体や学校、国際交流協会、NPO 団体、企業など多様な担い手がそれぞれの役割を果たしていく事が求められます。

これら各主体との連携・協働による多文化共生施策の推進には市民一人一人が多文化共生の意義を理解することが必要です。

No.	取り組み	担当課	内容・目標
4 4	【再掲】 国際交流協会への活動支援	地域支援課	市民レベルでの、日本人と外国人の相互理解と地域の国際化を目指した協会の活動支援を行う。
4 5	【再掲】 多文化共生推進団体等への支援	地域支援課	外国人住民とのコミュニケーションを円滑に行うことができるよう団体等に対して、お知らせの翻訳等の支援を行う。
4 6	外国人集住都市会議への参加	地域支援課	外国人住民が多数居住する都市が集まり、外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行い、地域で抱えるさまざまな問題の解決のため、国・県及び関係機関への提言を行う。

菊川市 総務部 地域支援課

平成29年4月発行

〒439-0031 静岡県菊川市堀之内61番地

電話 : 0537-35-0925 FAX0537-35-0977

E-mail : tabunka@city.kikugawa.shizuoka.jp